

新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認いただき、
内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。

共済ファミリー保険



● 手ごろな掛金で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、掛金がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

PR期間中のお問い合わせにつきましては



0120-216-844

[引受生命保険会社] 明治安田生命保険相互会社
中国・四国公法人部 四国公法人営業推進部

(土、日、祝日を除く 9:00~17:00)

※照会受付期間終了後は087-821-6811まで



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP5~11に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

※積立年金保険に関する【契約概要】・【注意喚起情報】については、P101・102をご覧ください。

申込締切日 | **2024年9月12日(木)**

責任開始期
(加入日)

商品ごとに異なります。
「はじめに」のページをご覧ください。

【契約者】 徳島県市町村職員共済組合

【事務取扱】 一般財団法人徳島県市町村職員互助会

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

死亡・高度障害保障保険

年金払特約付半年払保険料併用特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金として受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



万一の備え

死亡・高度障害保障保険プラス

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 死亡、所定の高度障害、障害状態(障害年金1・2級)を保障します。
- 保険金を一時金または年金として受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



病気・ケガへの備え

メディカルケアプラス

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。



病気・ケガへの備え

医療保障保険

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



三大疾病・介護等への備え

医療保障保険オプション制度

医療保険【損害保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。
- 三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。
- 所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

リビングリスク補償

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) ^{注1}	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) ^{注2}	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注*}

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) ^{注1}	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) ^{注2}	(ご加入いただけません)
※死亡・高度障害保障保険への加入が条件となります。		

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 ^{注*}
※死亡・高度障害保障保険プラスへの加入が条件となります。		
※ご退職時に加入されている組合員・配偶者の方は、ご退職後も引き続き満79歳6カ月まで継続できます。ただし、死亡・高度障害保障保険プラスに加入していることが条件となります。		

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 ^{注*}
※死亡・高度障害保障保険への加入が条件となります。		
※ご退職時に加入されている組合員・配偶者の方は、ご退職後も引き続き満69歳6カ月まで継続できます。ただし、死亡・高度障害保障保険プラスに加入していることが条件となります。		

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
※医療保障保険への加入が条件となります。		
※ご退職時に加入されている組合員・配偶者の方は、ご退職後も引き続き満69歳6カ月まで継続できます。ただし、医療保障保険に加入していることが条件となります。		

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

共済組合員で、17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) ^{注●}	17歳6カ月を超え69歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方) ^{注●}	0歳から22歳6カ月までの方 ^{注*・注●}
※死亡・高度障害保障保険への加入が条件となります。		
※ご退職時に加入されている組合員・配偶者の方は、ご退職後も引き続き満80歳6カ月まで継続できます。ただし、死亡・高度障害保障保険プラスに加入していることが条件となります。		

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。]

掲載ページ

P.13

P.37

P.61

P.65

P.67

P.69

はじめに

契約概要

注意喚起情報

死亡・高度障害保障保険

死亡・高度障害保障保険プラス

メディカルケアプラス

医療保障保険

医療保障保険オプション制度

リビングリスク補償

短期休職サポート

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

ご注意いただきたいこと

契約概要・注意喚起情報(積立年金保険)

積立年金保険



休職
への備え

短期休職サポート

天災補償特約付所得補償保険【損害保険】
責任開始期(加入日)：2025年1月1日(水)

商品の特長

- 病気やケガによる療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。
- 保険期間中に就業不能が発生しなかった場合、保険料の20%を返れいします。

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
共済組合員で、18歳から64歳6カ月までの方 ※死亡・高度障害保障保険への加入が条件となります。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

[年齢は2025年1月1日現在の満年齢です。]

掲載
ページ

P.71



重い病気
への備え

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】
責任開始期(加入日)：2025年2月1日(土)

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

共済組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方) ※ご退職時に加入されている組合員・配偶者の方は、ご退職後も引き続き満79歳6カ月まで継続できます。ただし、死亡・高度障害保障保険プラスに加入していることが条件となります。	17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は79歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
--	------------------------------------	--------------

[年齢は2025年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.73



老後生活
への備え

積立年金保険

拋出型企業年金保険【生命保険】

- 在職中の積立制度です。
- 積立てた資金を原資として、掛金払込完了後に年金を受け取ることができます。

ご加入いただける方についてはP105をご覧ください。

P.103

その他ご加入にあたっての 注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 医療保障保険オプション制度のみのご加入はできません。医療保障保険と同額にてご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダ)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

注1：ご退職時に加入されている組合員・配偶者の方は、ご退職後も引き続き満80歳6カ月まで継続できます。ただし、死亡・高度障害保障保険プラスに加入していることが条件となります。

注2：ご退職時に加入されている組合員・配偶者の方は、ご退職後も引き続き満80歳6カ月まで継続できます。

※年の途中で脱退された場合には、配当金の還付はありません。

※ご退職後、団体扱いでご加入される場合は、別途月々314円の制度運営費が掛かります。また、ご退職後は新規加入、増額はできません。



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

※積立年金保険の契約概要・注意喚起情報については、P101・102をご確認ください。

P.8

はじめに

契約概要

注意喚起情報

死亡・高度障害保障保険

死亡・高度障害保障保険プラス

メディカルケアプラス

医療保障保険

医療保障保険オプション制度

リビングリスク補償

短期休職サポート

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

ご注意いただきたいこと

契約概要・注意喚起情報(積立年金保険)

積立年金保険

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・リビングリスク補償・医療保障保険・メディカルケアプラス・医療保障保険オプション制度・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)・短期休職サポートについて記載しております。

積立年金保険については、P.101・102をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

死亡・高度障害保障保険	P.13	死亡・高度障害保障保険プラス	P.37	メディカルケアプラス	P.61
医療保障保険	P.65	医療保障保険オプション制度	P.67	リビングリスク補償	P.69
短期休職サポート	P.71	三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)	P.73		

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料(控除方法)

- 毎月の給与から控除します。(初回2025年1月分から)※「死亡・高度障害保障保険」、「死亡・高度障害保障保険プラス」のボーナス給付分は、夏および冬のボーナスより控除します。(初回は2024年12月分から)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

死亡・高度障害保障保険	死亡・高度障害保障保険プラス	医療保障保険
-------------	----------------	--------

死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・医療保障保険は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[死亡・高度障害保障保険] [死亡・高度障害保障保険プラス] [医療保障保険] [メディカルケアプラス] [三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)]

明治安田生命保険相互会社

[リビングリスク補償] [医療保障保険オプション制度] [短期休職サポート]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・リビングリスク補償・医療保障保険・メディカルケアプラス・医療保障保険オプション制度・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)・短期休職サポートについて記載しております。

積立年金保険については、P.101・102をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

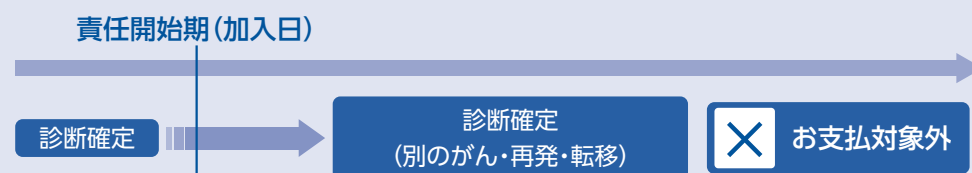


特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていない場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.84

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.95

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・医療保障保険・メディカルケアプラス・医療保障保険オプション制度・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)】

STEP1・2へお進みください。

【短期休職サポート】

STEP1・2へお進みください。なお、職業・職務に関する告知もありますので、申込書でご確認ください。

【リビングリスク補償】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1

まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP
2

つぎに、加入する商品ごとに
過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

死亡・高度障害保障保険 死亡・高度障害保障保険プラス	三大疾病サポートプラン(Ⅱ型) ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険 メディカルケアプラス 医療保障保険オプション制度 短期休職サポート
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

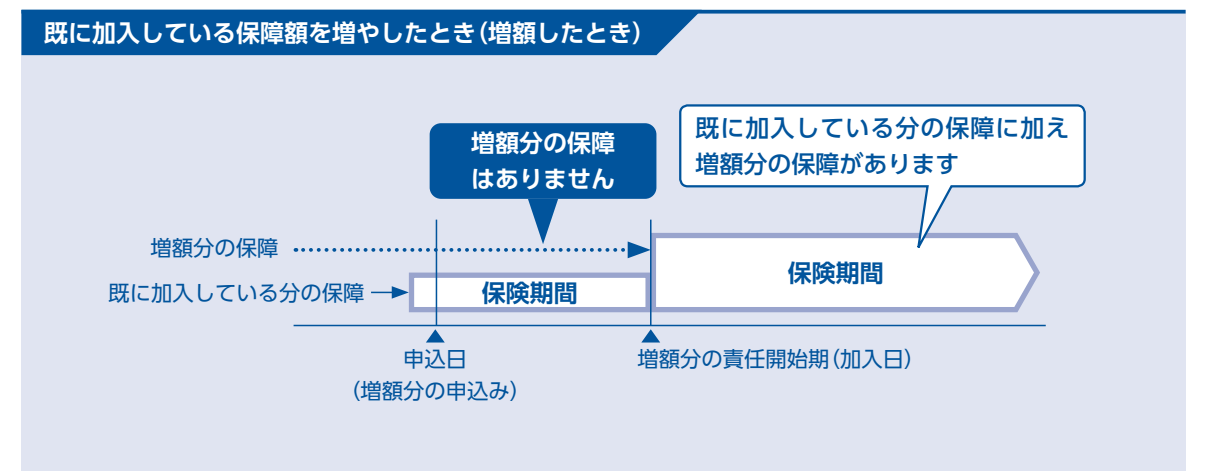
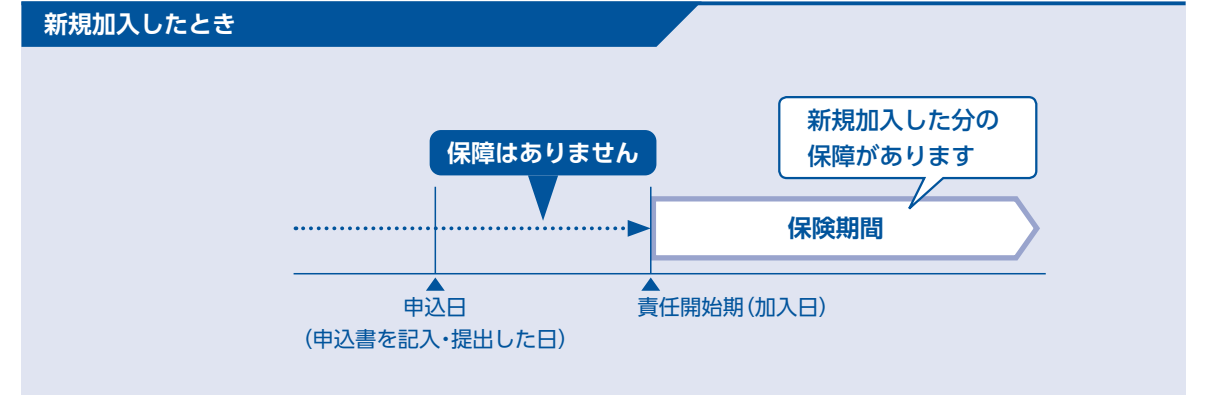
- <死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・医療保障保険・メディカルケアプラス・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)の場合>
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。
- <三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)の場合>
- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、「はじめに」に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- <死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・医療保障保険・メディカルケアプラス・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)の場合>
- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、「はじめに」に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.98** ➡

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.9** ➡



保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
F1	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	4,000	30	12.6	4,560	1,000	30	19.0	1,140
F2	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	4,000	30	12.6	4,560	500	30	9.5	570
H1	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	3,000	25	11.1	3,337	1,000	25	22.2	1,112
H2	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	3,000	25	11.1	3,337	500	25	11.1	556
I1	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	2,500	20	11.3	2,715	1,000	20	27.1	1,086
I2	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	2,500	20	11.3	2,715	500	20	13.5	543
J1	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086
J2	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	2,000	20	9.0	2,172	500	20	13.5	543
K2	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	1,500	15	8.8	1,590	500	15	17.6	530
L2	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
S	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	5,000	30	15.8	5,700	-	-	-	-
U	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	4,500	30	14.2	5,130	-	-	-	-
F	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	4,000	25	14.8	4,450	-	-	-	-
G	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	3,500	25	12.9	3,893	-	-	-	-
H	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-
I	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	2,500	20	11.3	2,715	-	-	-	-
J	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-
K	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	1,500	15	8.8	1,590	-	-	-	-
L	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-
M	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	500	7	6.0	509	-	-	-	-
N	18～80歳 (1944.7.2～2007.7.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
1,600	1,600
1,200	1,200
800	800
400	400
100	100

子ども	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
400	400

保険金のお支払いに関するご注意

- ！** **ご注意**
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
 - 本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.84**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.85**

掛金

●掛金 (単位：円)

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人			
		月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
F1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	3,040	1,960	4,560	2,940
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	3,880	3,320	5,820	4,980
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	5,280	4,000	7,920	6,000
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	8,080	6,280	12,100	9,420
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	12,120	8,880	18,170	13,310
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	16,560	12,280	24,700	18,290
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	22,760	14,680	33,990	21,890
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	31,040	17,880	46,440	26,680
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	38,960	21,880	58,290	32,690
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	42,520	23,760	63,650	35,500
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	46,640	25,960	69,810	38,810
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	51,400	28,360	76,970	42,410
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	57,040	31,000	85,430	46,370
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	63,680	33,960	95,400	50,840
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	71,560	37,440	107,210	56,020
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	80,840	41,600	121,110	62,280
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	91,520	46,640	137,130	69,840	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	103,600	52,720	155,270	78,950	
F2	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	3,040	1,960	2,280	1,470
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	3,880	3,320	2,910	2,490
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	5,280	4,000	3,960	3,000
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	8,080	6,280	6,050	4,710

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
F2	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	12,120	8,880	9,085	6,655
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	16,560	12,280	12,350	9,145
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	22,760	14,680	16,995	10,945
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	31,040	17,880	23,220	13,340
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	38,960	21,880	29,145	16,345
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	42,520	23,760	31,825	17,750
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	46,640	25,960	34,905	19,405
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	51,400	28,360	38,485	21,205
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	57,040	31,000	42,715	23,185
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	63,680	33,960	47,700	25,420
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	71,560	37,440	53,605	28,010
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	80,840	41,600	60,555	31,140
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	91,520	46,640	68,565	34,920
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	103,600	52,720	77,635	39,475
H1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	2,280	1,470	4,560	2,940
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	2,910	2,490	5,820	4,980
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	3,960	3,000	7,920	6,000
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	6,060	4,710	12,100	9,420
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	9,090	6,660	18,170	13,310
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	12,420	9,210	24,700	18,290
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	17,070	11,010	33,990	21,890
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	23,280	13,410	46,440	26,680
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	29,220	16,410	58,290	32,690
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	31,890	17,820	63,650	35,500
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	34,980	19,470	69,810	38,810

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
H1	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	38,550	21,270	76,970	42,410
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	42,780	23,250	85,430	46,370
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	47,760	25,470	95,400	50,840
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	53,670	28,080	107,210	56,020
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	60,630	31,200	121,110	62,280
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	68,640	34,980	137,130	69,840
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	77,700	39,540	155,270	78,950
	H2	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	2,280	1,470	2,280
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		2,910	2,490	2,910	2,490
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		3,960	3,000	3,960	3,000
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		6,060	4,710	6,050	4,710
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		9,090	6,660	9,085	6,655
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		12,420	9,210	12,350	9,145
61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)		17,070	11,010	16,995	10,945
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		23,280	13,410	23,220	13,340
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)		29,220	16,410	29,145	16,345
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)		31,890	17,820	31,825	17,750
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)		34,980	19,470	34,905	19,405
74歳 (1950.7.2~1951.7.1)		38,550	21,270	38,485	21,205
75歳 (1949.7.2~1950.7.1)		42,780	23,250	42,715	23,185
76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	47,760	25,470	47,700	25,420	
77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	53,670	28,080	53,605	28,010	
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	60,630	31,200	60,555	31,140	
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	68,640	34,980	68,565	34,920	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	77,700	39,540	77,635	39,475	

死亡・高度障害保障保険

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
11	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,900	1,225	4,560	2,940
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	2,425	2,075	5,820	4,980
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	3,300	2,500	7,920	6,000
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	5,050	3,925	12,100	9,420
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	7,575	5,550	18,170	13,310
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	10,350	7,675	24,700	18,290
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	14,225	9,175	33,990	21,890
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	19,400	11,175	46,440	26,680
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	24,350	13,675	58,290	32,690
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	26,575	14,850	63,650	35,500
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	29,150	16,225	69,810	38,810
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	32,125	17,725	76,970	42,410
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	35,650	19,375	85,430	46,370
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	39,800	21,225	95,400	50,840
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	44,725	23,400	107,210	56,020
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	50,525	26,000	121,110	62,280
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	57,200	29,150	137,130	69,840
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	64,750	32,950	155,270	78,950
12	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,900	1,225	2,280	1,470
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	2,425	2,075	2,910	2,490
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	3,300	2,500	3,960	3,000
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	5,050	3,925	6,050	4,710
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	7,575	5,550	9,085	6,655
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	10,350	7,675	12,350	9,145
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	14,225	9,175	16,995	10,945

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
12	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	19,400	11,175	23,220	13,340
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	24,350	13,675	29,145	16,345
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	26,575	14,850	31,825	17,750
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	29,150	16,225	34,905	19,405
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	32,125	17,725	38,485	21,205
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	35,650	19,375	42,715	23,185
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	39,800	21,225	47,700	25,420
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	44,725	23,400	53,605	28,010
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	50,525	26,000	60,555	31,140
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	57,200	29,150	68,565	34,920
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	64,750	32,950	77,635	39,475
	J1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,520	980	4,560
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		1,940	1,660	5,820	4,980
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		2,640	2,000	7,920	6,000
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		4,040	3,140	12,100	9,420
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		6,060	4,440	18,170	13,310
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		8,280	6,140	24,700	18,290
61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)		11,380	7,340	33,990	21,890
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		15,520	8,940	46,440	26,680
J1	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	19,480	10,940	58,290	32,690
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	21,260	11,880	63,650	35,500
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	23,320	12,980	69,810	38,810
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	25,700	14,180	76,970	42,410
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	28,520	15,500	85,430	46,370
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	31,840	16,980	95,400	50,840

死亡・高度障害保障保険

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
J1	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	35,780	18,720	107,210	56,020
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	40,420	20,800	121,110	62,280
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	45,760	23,320	137,130	69,840
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	51,800	26,360	155,270	78,950
J2	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,520	980	2,280	1,470
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,940	1,660	2,910	2,490
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	2,640	2,000	3,960	3,000
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	4,040	3,140	6,050	4,710
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	6,060	4,440	9,085	6,655
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	8,280	6,140	12,350	9,145
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	11,380	7,340	16,995	10,945
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	15,520	8,940	23,220	13,340
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	19,480	10,940	29,145	16,345
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	21,260	11,880	31,825	17,750
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	23,320	12,980	34,905	19,405
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	25,700	14,180	38,485	21,205
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	28,520	15,500	42,715	23,185
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	31,840	16,980	47,700	25,420
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	35,780	18,720	53,605	28,010
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	40,420	20,800	60,555	31,140
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	45,760	23,320	68,565	34,920
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	51,800	26,360	77,635	39,475
K2	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,140	735	2,280	1,470
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,455	1,245	2,910	2,490
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,980	1,500	3,960	3,000

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
K2	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	3,030	2,355	6,050	4,710
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	4,545	3,330	9,085	6,655
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	6,210	4,605	12,350	9,145
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	8,535	5,505	16,995	10,945
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	11,640	6,705	23,220	13,340
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	14,610	8,205	29,145	16,345
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	15,945	8,910	31,825	17,750
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	17,490	9,735	34,905	19,405
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	19,275	10,635	38,485	21,205
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	21,390	11,625	42,715	23,185
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	23,880	12,735	47,700	25,420
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	26,835	14,040	53,605	28,010
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	30,315	15,600	60,555	31,140
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	34,320	17,490	68,565	34,920
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	38,850	19,770	77,635	39,475	
L2	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	760	490	2,280	1,470
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	970	830	2,910	2,490
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,320	1,000	3,960	3,000
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	2,020	1,570	6,050	4,710
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	3,030	2,220	9,085	6,655
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	4,140	3,070	12,350	9,145
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	5,690	3,670	16,995	10,945
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	7,760	4,470	23,220	13,340
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	9,740	5,470	29,145	16,345
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	10,630	5,940	31,825	17,750

死亡・高度障害保障保険

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
L2	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	11,660	6,490	34,905	19,405
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	12,850	7,090	38,485	21,205
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	14,260	7,750	42,715	23,185
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	15,920	8,490	47,700	25,420
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	17,890	9,360	53,605	28,010
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	20,210	10,400	60,555	31,140
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	22,880	11,660	68,565	34,920
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	25,900	13,180	77,635	39,475
S	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	3,800	2,450	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	4,850	4,150	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	6,600	5,000	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	10,100	7,850	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	15,150	11,100	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	20,700	15,350	-	-
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	28,450	18,350	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	38,800	22,350	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	48,700	27,350	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	53,150	29,700	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	58,300	32,450	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	64,250	35,450	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	71,300	38,750	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	79,600	42,450	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	89,450	46,800	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	101,050	52,000	-	-
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	114,400	58,300	-	-	

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
S	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	129,500	65,900	-	-
U	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	3,420	2,205	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	4,365	3,735	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	5,940	4,500	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	9,090	7,065	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	13,635	9,990	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	18,630	13,815	-	-
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	25,605	16,515	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	34,920	20,115	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	43,830	24,615	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	47,835	26,730	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	52,470	29,205	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	57,825	31,905	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	64,170	34,875	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	71,640	38,205	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	80,505	42,120	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	90,945	46,800	-	-
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	102,960	52,470	-	-	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	116,550	59,310	-	-	
F	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	3,040	1,960	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	3,880	3,320	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	5,280	4,000	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	8,080	6,280	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	12,120	8,880	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	16,560	12,280	-	-

死亡・高度障害保障保険

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
F	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	22,760	14,680	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	31,040	17,880	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	38,960	21,880	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	42,520	23,760	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	46,640	25,960	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	51,400	28,360	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	57,040	31,000	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	63,680	33,960	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	71,560	37,440	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	80,840	41,600	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	91,520	46,640	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	103,600	52,720	-	-
	G	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	2,660	1,715	-
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		3,395	2,905	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		4,620	3,500	-	-
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		7,070	5,495	-	-
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		10,605	7,770	-	-
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		14,490	10,745	-	-
61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)		19,915	12,845	-	-
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		27,160	15,645	-	-
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)		34,090	19,145	-	-
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)		37,205	20,790	-	-
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)		40,810	22,715	-	-
74歳 (1950.7.2~1951.7.1)		44,975	24,815	-	-
75歳 (1949.7.2~1950.7.1)		49,910	27,125	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
G	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	55,720	29,715	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	62,615	32,760	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	70,735	36,400	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	80,080	40,810	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	90,650	46,130	-	-
	H	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	2,280	1,470	-
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		2,910	2,490	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		3,960	3,000	-	-
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		6,060	4,710	-	-
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		9,090	6,660	-	-
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		12,420	9,210	-	-
61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)		17,070	11,010	-	-
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		23,280	13,410	-	-
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)		29,220	16,410	-	-
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)		31,890	17,820	-	-
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)		34,980	19,470	-	-
74歳 (1950.7.2~1951.7.1)		38,550	21,270	-	-
75歳 (1949.7.2~1950.7.1)		42,780	23,250	-	-
76歳 (1948.7.2~1949.7.1)		47,760	25,470	-	-
77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	53,670	28,080	-	-	
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	60,630	31,200	-	-	
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	68,640	34,980	-	-	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	77,700	39,540	-	-	
I	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,900	1,225	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	2,425	2,075	-	-

死亡・高度障害保障保険

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
I	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	3,300	2,500	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	5,050	3,925	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	7,575	5,550	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	10,350	7,675	-	-
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	14,225	9,175	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	19,400	11,175	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	24,350	13,675	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	26,575	14,850	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	29,150	16,225	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	32,125	17,725	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	35,650	19,375	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	39,800	21,225	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	44,725	23,400	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	50,525	26,000	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	57,200	29,150	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	64,750	32,950	-	-
J	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,520	980	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,940	1,660	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	2,640	2,000	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	4,040	3,140	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	6,060	4,440	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	8,280	6,140	-	-
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	11,380	7,340	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	15,520	8,940	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	19,480	10,940	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
J	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	21,260	11,880	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	23,320	12,980	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	25,700	14,180	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	28,520	15,500	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	31,840	16,980	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	35,780	18,720	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	40,420	20,800	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	45,760	23,320	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	51,800	26,360	-	-
	K	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,140	735	-
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		1,455	1,245	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		1,980	1,500	-	-
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		3,030	2,355	-	-
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		4,545	3,330	-	-
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		6,210	4,605	-	-
61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)		8,535	5,505	-	-
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		11,640	6,705	-	-
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)		14,610	8,205	-	-
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)		15,945	8,910	-	-
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	17,490	9,735	-	-	
74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	19,275	10,635	-	-	
75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	21,390	11,625	-	-	
76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	23,880	12,735	-	-	
77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	26,835	14,040	-	-	
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	30,315	15,600	-	-	

死亡・高度障害保障保険

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
K	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	34,320	17,490	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	38,850	19,770	-	-
L	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	760	490	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	970	830	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,320	1,000	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	2,020	1,570	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	3,030	2,220	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	4,140	3,070	-	-
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	5,690	3,670	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	7,760	4,470	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	9,740	5,470	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	10,630	5,940	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	11,660	6,490	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	12,850	7,090	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	14,260	7,750	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	15,920	8,490	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	17,890	9,360	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	20,210	10,400	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	22,880	11,660	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	25,900	13,180	-	-
M	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	380	245	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	485	415	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	660	500	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,010	785	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	1,515	1,110	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
M	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	2,070	1,535	-	-
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	2,845	1,835	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	3,880	2,235	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	4,870	2,735	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	5,315	2,970	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	5,830	3,245	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	6,425	3,545	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	7,130	3,875	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,960	4,245	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,945	4,680	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	10,105	5,200	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	11,440	5,830	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	12,950	6,590	-	-
	N	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	76	49	-
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		97	83	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		132	100	-	-
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		202	157	-	-
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		303	222	-	-
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		414	307	-	-
N	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	569	367	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	776	447	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	974	547	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	1,063	594	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	1,166	649	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	1,285	709	-	-

死亡・高度障害保障保険

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
N	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	1,426	775	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	1,592	849	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	1,789	936	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	2,021	1,040	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	2,288	1,166	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	2,590	1,318	-	-

配偶者				
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		
		男性	女性	
1,600	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,216	784	
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,552	1,328	
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	2,112	1,600	
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	3,232	2,512	
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	4,848	3,552	
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	6,624	4,912	
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	9,104	5,872	
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	12,416	7,152	
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	15,584	8,752	
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	17,008	9,504	
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	18,656	10,384	
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	20,560	11,344	
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	22,816	12,400	
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	25,472	13,584	
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	28,624	14,976	
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	32,336	16,640	
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	36,608	18,656	
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	41,440	21,088	
	1,200	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	912	588
		36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,164	996
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		1,584	1,200	
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		2,424	1,884	
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		3,636	2,664	
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		4,968	3,684	
61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)		6,828	4,404	

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
1,200	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	9,312	5,364
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	11,688	6,564
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	12,756	7,128
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	13,992	7,788
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	15,420	8,508
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	17,112	9,300
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	19,104	10,188
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	21,468	11,232
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	24,252	12,480
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	27,456	13,992
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	31,080	15,816	
800	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	608	392
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	776	664
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,056	800
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,616	1,256
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	2,424	1,776
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	3,312	2,456
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	4,552	2,936
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	6,208	3,576
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	7,792	4,376
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	8,504	4,752
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	9,328	5,192
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	10,280	5,672
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	11,408	6,200
76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,736	6,792	

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
800	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	14,312	7,488
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	16,168	8,320
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	18,304	9,328
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,720	10,544
400	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	304	196
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	388	332
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	528	400
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	808	628
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	1,212	888
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	1,656	1,228
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	2,276	1,468
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	3,104	1,788
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	3,896	2,188
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	4,252	2,376
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	4,664	2,596
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	5,140	2,836
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	5,704	3,100
76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	6,368	3,396	
77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	7,156	3,744	
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	8,084	4,160	
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	9,152	4,664	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	10,360	5,272	
100	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	76	49
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	97	83
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	132	100

配偶者			
申込金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
100	46～50歳 (1974.7.2～1979.7.1)	202	157
	51～55歳 (1969.7.2～1974.7.1)	303	222
	56～60歳 (1964.7.2～1969.7.1)	414	307
	61～65歳 (1959.7.2～1964.7.1)	569	367
	66～70歳 (1954.7.2～1959.7.1)	776	447
	71歳 (1953.7.2～1954.7.1)	974	547
	72歳 (1952.7.2～1953.7.1)	1,063	594
	73歳 (1951.7.2～1952.7.1)	1,166	649
	74歳 (1950.7.2～1951.7.1)	1,285	709
	75歳 (1949.7.2～1950.7.1)	1,426	775
	76歳 (1948.7.2～1949.7.1)	1,592	849
	77歳 (1947.7.2～1948.7.1)	1,789	936
	78歳 (1946.7.2～1947.7.1)	2,021	1,040
	79歳 (1945.7.2～1946.7.1)	2,288	1,166
80歳 (1944.7.2～1945.7.1)	2,590	1,318	

子ども		
申込金額(万円)	月払掛金(円)	
400	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2002.7.2～2022.7.1)

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。



意向確認
ご加入前
のご確認

死亡・高度障害保障保険プラスは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)~2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

		本人								障害年金 1級、2級 のとき
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	【障害初期 給付金】 (万円)
B1	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	2,000	20	9.0	2,172	1,000	20	27.1	1,086	300.0
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	100	5	10.1	101	110.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	100	5	10.1	101	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	100	5	10.1	101	-
W1	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	1,400	10	12.0	1,449	600	10	31.0	621	200.0
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	100	5	10.1	101	110.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	100	5	10.1	101	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	100	5	10.1	101	-
Z1	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	1,200	10	10.3	1,242	800	10	41.4	828	200.0
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	100	5	10.1	101	110.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	100	5	10.1	101	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	100	5	10.1	101	-

		本人								障害年金 1級、2級 のとき
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	【障害初期 給付金】 (万円)
C1	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	1,000	10	8.6	1,035	500	10	25.8	517	150.0
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	100	5	10.1	101	110.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	100	5	10.1	101	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	100	5	10.1	101	-
O1	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	883	5	14.8	891	588	5	59.3	593	147.1
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	883	5	14.8	891	100	5	10.1	101	98.3
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	883	5	14.8	891	100	5	10.1	101	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	300	5	5.0	303	100	5	10.1	101	-
P1	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	589	5	9.9	594	392	5	39.5	395	98.1
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	589	5	9.9	594	100	5	10.1	101	68.9
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	589	5	9.9	594	100	5	10.1	101	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	300	5	5.0	303	100	5	10.1	101	-
Q1	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	471	5	7.9	475	314	5	31.7	317	78.5
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	471	5	7.9	475	100	5	10.1	101	57.1
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	471	5	7.9	475	100	5	10.1	101	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	300	5	5.0	303	100	5	10.1	101	-
R1	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	295	5	4.9	297	196	5	19.7	197	49.1
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	295	5	4.9	297	100	5	10.1	101	39.5
	65~80歳 (1944.7.2~1960.7.1)	295	5	4.9	297	100	5	10.1	101	-

死亡・高度障害保障保険プラス

本人										
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金 1級、2級 のとき
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	
A	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	3,000	25	11.1	3,337	-	-	-	-	300.0
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	100.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-
B	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	2,000	20	9.0	2,172	-	-	-	-	200.0
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	100.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-
W	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	1,400	10	12.0	1,449	-	-	-	-	140.0
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	100.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-
Z	18~60歳 (1964.7.2~2007.7.1)	1,200	10	10.3	1,242	-	-	-	-	120.0
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	100.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-
C	18~64歳 (1960.7.2~2007.7.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-	100.0
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	1,000	10	8.6	1,035	-	-	-	-	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-	-

本人										
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								障害年金 1級、2級 のとき
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				
		年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度 障害・障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付 年金受取 総額 (約 万円)	
O	18~64歳 (1960.7.2~2007.7.1)	883	5	14.8	891	-	-	-	-	88.3
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	883	5	14.8	891	-	-	-	-	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	300	5	5.0	303	-	-	-	-	-
P	18~64歳 (1960.7.2~2007.7.1)	589	5	9.9	594	-	-	-	-	58.9
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	589	5	9.9	594	-	-	-	-	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	300	5	5.0	303	-	-	-	-	-
Q	18~64歳 (1960.7.2~2007.7.1)	471	5	7.9	475	-	-	-	-	47.1
	65~70歳 (1954.7.2~1960.7.1)	471	5	7.9	475	-	-	-	-	-
	71~80歳 (1944.7.2~1954.7.1)	300	5	5.0	303	-	-	-	-	-
R	18~64歳 (1960.7.2~2007.7.1)	295	5	4.9	297	-	-	-	-	29.5
	65~80歳 (1944.7.2~1960.7.1)	295	5	4.9	297	-	-	-	-	-
T	18~64歳 (1960.7.2~2007.7.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-	10.0
	65~80歳 (1944.7.2~1960.7.1)	100	3	2.7	100	-	-	-	-	-

死亡・高度障害保障保険プラン

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

配偶者	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
600	600
400	400
200	200
100	100

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- ！** **ご注意**
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
 - 本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.84**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.85**

掛金

●掛金 (単位：円)

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人			
		月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
B1	18～35歳 (1989.7.2～2007.7.1)	1,800	1,300	5,400	3,900
	36～40歳 (1984.7.2～1989.7.1)	2,340	2,080	7,020	6,240
	41～45歳 (1979.7.2～1984.7.1)	3,100	2,420	9,300	7,260
	46～50歳 (1974.7.2～1979.7.1)	4,440	3,400	13,320	10,200
	51～55歳 (1969.7.2～1974.7.1)	6,740	4,760	20,220	14,280
	56～60歳 (1964.7.2～1969.7.1)	10,220	6,320	30,660	18,960
	61～64歳 (1960.7.2～1964.7.1)	7,770	4,220	4,662	2,532
	65歳 (1959.7.2～1960.7.1)	7,160	3,800	4,296	2,280
	66～70歳 (1954.7.2～1959.7.1)	10,620	5,130	6,372	3,078
	71歳 (1953.7.2～1954.7.1)	6,955	3,400	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2～1953.7.1)	7,700	3,790	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2～1952.7.1)	8,555	4,250	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2～1951.7.1)	9,550	4,750	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2～1950.7.1)	10,725	5,300	12,870	6,360
	76歳 (1948.7.2～1949.7.1)	12,110	5,920	14,532	7,104
	77歳 (1947.7.2～1948.7.1)	13,750	6,640	16,500	7,968
	78歳 (1946.7.2～1947.7.1)	15,680	7,510	18,816	9,012
79歳 (1945.7.2～1946.7.1)	17,905	8,560	21,486	10,272	
80歳 (1944.7.2～1945.7.1)	20,425	9,825	24,510	11,790	
W1	18～35歳 (1989.7.2～2007.7.1)	1,260	910	3,240	2,340
	36～40歳 (1984.7.2～1989.7.1)	1,638	1,456	4,212	3,744
	41～45歳 (1979.7.2～1984.7.1)	2,170	1,694	5,580	4,356

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
W1	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	3,108	2,380	7,992	6,120
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	4,718	3,332	12,132	8,568
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	7,154	4,424	18,396	11,376
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	7,770	4,220	4,662	2,532
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	7,160	3,800	4,296	2,280
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	10,620	5,130	6,372	3,078
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	6,955	3,400	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	7,700	3,790	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	8,555	4,250	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	9,550	4,750	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	10,725	5,300	12,870	6,360
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,110	5,920	14,532	7,104
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	13,750	6,640	16,500	7,968
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	15,680	7,510	18,816	9,012
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	17,905	8,560	21,486	10,272
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,425	9,825	24,510	11,790
Z1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,080	780	4,320	3,120
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,404	1,248	5,616	4,992
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,860	1,452	7,440	5,808
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	2,664	2,040	10,656	8,160
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	4,044	2,856	16,176	11,424
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	6,132	3,792	24,528	15,168
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	7,770	4,220	4,662	2,532
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	7,160	3,800	4,296	2,280
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	10,620	5,130	6,372	3,078

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
Z1	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	6,955	3,400	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	7,700	3,790	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	8,555	4,250	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	9,550	4,750	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	10,725	5,300	12,870	6,360
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,110	5,920	14,532	7,104
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	13,750	6,640	16,500	7,968
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	15,680	7,510	18,816	9,012
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	17,905	8,560	21,486	10,272
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,425	9,825	24,510	11,790
	C1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	900	650	2,700
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		1,170	1,040	3,510	3,120
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		1,550	1,210	4,650	3,630
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		2,220	1,700	6,660	5,100
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		3,370	2,380	10,110	7,140
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		5,110	3,160	15,330	9,480
61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)		7,770	4,220	4,662	2,532
65歳 (1959.7.2~1960.7.1)		7,160	3,800	4,296	2,280
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		10,620	5,130	6,372	3,078
Z1	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	6,955	3,400	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	7,700	3,790	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	8,555	4,250	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	9,550	4,750	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	10,725	5,300	12,870	6,360
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,110	5,920	14,532	7,104

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
C1	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	13,750	6,640	16,500	7,968
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	15,680	7,510	18,816	9,012
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	17,905	8,560	21,486	10,272
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,425	9,825	24,510	11,790
O1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	795	574	3,175	2,294
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,033	918	4,128	3,669
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,369	1,068	5,469	4,269
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,961	1,502	7,832	5,998
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	2,976	2,101	11,889	8,397
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	4,512	2,790	18,028	11,148
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	6,861	3,726	4,662	2,532
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	6,322	3,355	4,296	2,280
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	9,377	4,530	6,372	3,078
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	4,173	2,040	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	4,620	2,274	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	5,133	2,550	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	5,730	2,850	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	6,435	3,180	12,870	6,360
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,266	3,552	14,532	7,104
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,250	3,984	16,500	7,968
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	9,408	4,506	18,816	9,012	
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	10,743	5,136	21,486	10,272	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	12,255	5,895	24,510	11,790	
P1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	530	383	2,117	1,529
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	689	613	2,752	2,446

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
P1	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	913	713	3,645	2,846
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,307	1,002	5,221	3,998
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	1,985	1,402	7,927	5,598
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	3,010	1,861	12,019	7,433
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	4,576	2,485	4,662	2,532
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	4,217	2,238	4,296	2,280
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	6,255	3,022	6,372	3,078
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	4,173	2,040	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	4,620	2,274	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	5,133	2,550	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	5,730	2,850	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	6,435	3,180	12,870	6,360
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,266	3,552	14,532	7,104
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,250	3,984	16,500	7,968
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	9,408	4,506	18,816	9,012
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	10,743	5,136	21,486	10,272
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	12,255	5,895	24,510	11,790	
Q1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	424	306	1,695	1,225
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	551	490	2,204	1,959
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	730	570	2,920	2,280
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,046	801	4,182	3,203
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	1,588	1,121	6,349	4,484
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	2,407	1,489	9,628	5,953
Q1	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	3,659	1,988	4,662	2,532
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	3,372	1,790	4,296	2,280

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
Q1	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	5,002	2,416	6,372	3,078
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	4,173	2,040	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	4,620	2,274	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	5,133	2,550	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	5,730	2,850	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	6,435	3,180	12,870	6,360
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,266	3,552	14,532	7,104
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,250	3,984	16,500	7,968
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	9,408	4,506	18,816	9,012
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	10,743	5,136	21,486	10,272
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	12,255	5,895	24,510	11,790	
R1	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	265	191	1,058	765
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	345	307	1,376	1,223
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	457	357	1,823	1,423
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	655	502	2,611	1,999
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	994	702	3,963	2,799
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	1,507	932	6,009	3,716
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	2,292	1,245	4,662	2,532
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	2,112	1,121	4,296	2,280
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	3,133	1,513	6,372	3,078
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	4,103	2,006	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	4,543	2,236	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	5,047	2,508	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	5,635	2,803	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	6,328	3,127	12,870	6,360

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
R1	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,145	3,493	14,532	7,104
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,113	3,918	16,500	7,968
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	9,251	4,431	18,816	9,012
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	10,564	5,050	21,486	10,272
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	12,051	5,797	24,510	11,790
	A	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	2,700	1,950	-
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		3,510	3,120	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		4,650	3,630	-	-
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		6,660	5,100	-	-
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		10,110	7,140	-	-
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		15,330	9,480	-	-
61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)		7,770	4,220	-	-
65歳 (1959.7.2~1960.7.1)		7,160	3,800	-	-
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		10,620	5,130	-	-
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)		6,955	3,400	-	-
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)		7,700	3,790	-	-
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)		8,555	4,250	-	-
74歳 (1950.7.2~1951.7.1)		9,550	4,750	-	-
75歳 (1949.7.2~1950.7.1)		10,725	5,300	-	-
76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,110	5,920	-	-	
77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	13,750	6,640	-	-	
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	15,680	7,510	-	-	
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	17,905	8,560	-	-	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,425	9,825	-	-	
B	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,800	1,300	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
B	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	2,340	2,080	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	3,100	2,420	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	4,440	3,400	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	6,740	4,760	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	10,220	6,320	-	-
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	7,770	4,220	-	-
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	7,160	3,800	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	10,620	5,130	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	10,725	5,300	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,110	5,920	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	13,750	6,640	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	15,680	7,510	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	17,905	8,560	-	-
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,425	9,825	-	-	
W	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,260	910	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,638	1,456	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	2,170	1,694	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	3,108	2,380	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	4,718	3,332	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	7,154	4,424	-	-
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	7,770	4,220	-	-

本人						
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)		
		男性	女性	男性	女性	
W	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	7,160	3,800	-	-	
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	10,620	5,130	-	-	
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	6,955	3,400	-	-	
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	7,700	3,790	-	-	
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	8,555	4,250	-	-	
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	9,550	4,750	-	-	
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	10,725	5,300	-	-	
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,110	5,920	-	-	
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	13,750	6,640	-	-	
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	15,680	7,510	-	-	
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	17,905	8,560	-	-	
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,425	9,825	-	-	
	Z	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	1,080	780	-	-
		36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,404	1,248	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		1,860	1,452	-	-	
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		2,664	2,040	-	-	
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		4,044	2,856	-	-	
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		6,132	3,792	-	-	
61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)		7,770	4,220	-	-	
65歳 (1959.7.2~1960.7.1)		7,160	3,800	-	-	
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	10,620	5,130	-	-		
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	6,955	3,400	-	-		
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	7,700	3,790	-	-		
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	8,555	4,250	-	-		
74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	9,550	4,750	-	-		

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
Z	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	10,725	5,300	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,110	5,920	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	13,750	6,640	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	15,680	7,510	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	17,905	8,560	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,425	9,825	-	-
C	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	900	650	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,170	1,040	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,550	1,210	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	2,220	1,700	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	3,370	2,380	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	5,110	3,160	-	-
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	7,770	4,220	-	-
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	7,160	3,800	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	10,620	5,130	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	6,955	3,400	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	7,700	3,790	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	8,555	4,250	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	9,550	4,750	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	10,725	5,300	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	12,110	5,920	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	13,750	6,640	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	15,680	7,510	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	17,905	8,560	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	20,425	9,825	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
O	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	795	574	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,033	918	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,369	1,068	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,961	1,502	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	2,976	2,101	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	4,512	2,790	-	-
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	6,861	3,726	-	-
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	6,322	3,355	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	9,377	4,530	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	4,173	2,040	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	4,620	2,274	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	5,133	2,550	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	5,730	2,850	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	6,435	3,180	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,266	3,552	-	-
	P	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,250	3,984	-
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)		9,408	4,506	-	-
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)		10,743	5,136	-	-
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)		12,255	5,895	-	-
18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)		530	383	-	-
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		689	613	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		913	713	-	-
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,307	1,002	-	-	
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	1,985	1,402	-	-	
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	3,010	1,861	-	-	

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
P	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	4,576	2,485	-	-
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	4,217	2,238	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	6,255	3,022	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	4,173	2,040	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	4,620	2,274	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	5,133	2,550	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	5,730	2,850	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	6,435	3,180	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,266	3,552	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,250	3,984	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	9,408	4,506	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	10,743	5,136	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	12,255	5,895	-	-
	Q	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	424	306	-
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		551	490	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		730	570	-	-
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		1,046	801	-	-
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		1,588	1,121	-	-
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		2,407	1,489	-	-
61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)		3,659	1,988	-	-
65歳 (1959.7.2~1960.7.1)		3,372	1,790	-	-
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		5,002	2,416	-	-
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)		4,173	2,040	-	-
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)		4,620	2,274	-	-
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)		5,133	2,550	-	-

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
Q	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	5,730	2,850	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	6,435	3,180	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,266	3,552	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,250	3,984	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	9,408	4,506	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	10,743	5,136	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	12,255	5,895	-	-
	R	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	265	191	-
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)		345	307	-	-
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)		457	357	-	-
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)		655	502	-	-
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)		994	702	-	-
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)		1,507	932	-	-
61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)		2,292	1,245	-	-
65歳 (1959.7.2~1960.7.1)		2,112	1,121	-	-
66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)		3,133	1,513	-	-
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)		4,103	2,006	-	-
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)		4,543	2,236	-	-
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)		5,047	2,508	-	-
74歳 (1950.7.2~1951.7.1)		5,635	2,803	-	-
75歳 (1949.7.2~1950.7.1)		6,328	3,127	-	-
76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	7,145	3,493	-	-	
77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	8,113	3,918	-	-	
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	9,251	4,431	-	-	
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	10,564	5,050	-	-	

本人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
R	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	12,051	5,797	-	-
T	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	90	65	-	-
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	117	104	-	-
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	155	121	-	-
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	222	170	-	-
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	337	238	-	-
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	511	316	-	-
	61~64歳 (1960.7.2~1964.7.1)	777	422	-	-
	65歳 (1959.7.2~1960.7.1)	716	380	-	-
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	1,062	513	-	-
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	1,391	680	-	-
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	1,540	758	-	-
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	1,711	850	-	-
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	1,910	950	-	-
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	2,145	1,060	-	-
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	2,422	1,184	-	-
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	2,750	1,328	-	-
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	3,136	1,502	-	-
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	3,581	1,712	-	-
	80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	4,085	1,965	-	-

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
600	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	474	312
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	600	516
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	810	618
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,182	900
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	1,806	1,266
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	2,748	1,680
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	4,296	2,280
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	6,372	3,078
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	8,346	4,080
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	9,240	4,548
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	10,266	5,100
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	11,460	5,700
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	12,870	6,360
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	14,532	7,104
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	16,500	7,968
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	18,816	9,012
	79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	21,486	10,272
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	24,510	11,790	

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
400	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	316	208
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	400	344
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	540	412
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	788	600
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	1,204	844
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	1,832	1,120
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	2,864	1,520
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	4,248	2,052
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	5,564	2,720
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	6,160	3,032
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	6,844	3,400
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	7,640	3,800
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	8,580	4,240
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	9,688	4,736
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	11,000	5,312
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	12,544	6,008
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	14,324	6,848	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	16,340	7,860	

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
200	18~35歳 (1989.7.2~2007.7.1)	158	104
	36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	200	172
	41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	270	206
	46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	394	300
	51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	602	422
	56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	916	560
	61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	1,432	760
	66~70歳 (1954.7.2~1959.7.1)	2,124	1,026
	71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	2,782	1,360
	72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	3,080	1,516
	73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	3,422	1,700
	74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	3,820	1,900
	75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	4,290	2,120
	76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	4,844	2,368
	77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	5,500	2,656
	78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	6,272	3,004
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	7,162	3,424	
80歳 (1944.7.2~1945.7.1)	8,170	3,930	

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
100	18～35歳 (1989.7.2～2007.7.1)	79	52
	36～40歳 (1984.7.2～1989.7.1)	100	86
	41～45歳 (1979.7.2～1984.7.1)	135	103
	46～50歳 (1974.7.2～1979.7.1)	197	150
	51～55歳 (1969.7.2～1974.7.1)	301	211
	56～60歳 (1964.7.2～1969.7.1)	458	280
	61～65歳 (1959.7.2～1964.7.1)	716	380
	66～70歳 (1954.7.2～1959.7.1)	1,062	513
	71歳 (1953.7.2～1954.7.1)	1,391	680
	72歳 (1952.7.2～1953.7.1)	1,540	758
	73歳 (1951.7.2～1952.7.1)	1,711	850
	74歳 (1950.7.2～1951.7.1)	1,910	950
	75歳 (1949.7.2～1950.7.1)	2,145	1,060
	76歳 (1948.7.2～1949.7.1)	2,422	1,184
	77歳 (1947.7.2～1948.7.1)	2,750	1,328
	78歳 (1946.7.2～1947.7.1)	3,136	1,502
79歳 (1945.7.2～1946.7.1)	3,581	1,712	
80歳 (1944.7.2～1945.7.1)	4,085	1,965	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。



病気・ケガへの備え

意向確認
ご加入前のご確認

メディカルケアプラスは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)~2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容	本人・配偶者	本人・配偶者・子ども
	5万円	2.5万円
基本保障 病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
基本保障 「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.89**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.91**

加入取扱いに関するご注意



ご注意

●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障		基本保障	
	男性	女性	男性	女性
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
18~20歳 (2004.7.2~2007.7.1)	512	290	411	240
21~25歳 (1999.7.2~2004.7.1)	445	256	585	327
26~30歳 (1994.7.2~1999.7.1)	454	261	802	435
31~35歳 (1989.7.2~1994.7.1)	488	278	898	483
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	594	332	884	476
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	729	399	860	464
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	942	505	942	505
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	1,217	642	1,062	565
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	1,656	863	1,246	657
61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	2,231	1,149	1,545	807
66~69歳 (1955.7.2~1959.7.1)	2,583	1,326	1,946	1,007
70歳 (1954.7.2~1955.7.1)	2,771	1,420	2,153	1,111
71歳 (1953.7.2~1954.7.1)	2,878	1,473	2,260	1,164
72歳 (1952.7.2~1953.7.1)	2,998	1,534	2,371	1,220
73歳 (1951.7.2~1952.7.1)	3,124	1,596	2,477	1,273
74歳 (1950.7.2~1951.7.1)	3,269	1,669	2,588	1,328
75歳 (1949.7.2~1950.7.1)	3,413	1,741	2,704	1,386
76歳 (1948.7.2~1949.7.1)	3,558	1,814	2,820	1,444

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
77歳 (1947.7.2~1948.7.1)	3,732	1,901	2,960	1,514
78歳 (1946.7.2~1947.7.1)	3,891	1,980	3,085	1,577
79歳 (1945.7.2~1946.7.1)	4,080	2,074	3,230	1,649

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども
	基本保障
	2.5万円
0~22歳 (2002.7.2以降に生まれた方)	343

※記載の掛金は2024年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。

なお、今後の本人の加入者数や、給付金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

給付イメージ

■支援給付金額2.5万円の場合

入院・治療の種類に応じて支払います

治療支援 給付特約 (支援給付金額 2.5万円の場合)	支払事由	給付イメージ					通算限度	
		1入院につき5回を限度						
治療支援 給付特約 (支援給付金額 2.5万円の場合)	入院支援 給付金	1日以上 入院をしたとき	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円	36回
	外来手術 給付金	入院を伴わない 手術を 受けたとき	2.5万円	60日の間に1回を限度			無制限	
	外来放射線 治療 給付金	入院を伴わない 放射線治療を 受けたとき	2.5万円	60日の間に1回を限度			無制限	
先進医療 給付特約	先進医療 給付金	先進医療 による療養を 受けたとき	先進医療の技術に 係る費用と同額				2,000 万円	

※各給付金のお支払いに関するご注意はP89~90をご確認ください。

※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。



病気・ケガ
への備え

保険期間 2025年1月1日(水)～2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本人・配偶者		本人・配偶者・子ども	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数

● 給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.88**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.88**

意向確認
ご加入前
のご確認

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

● 月額掛金 (単位：円)

- ・ 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・ また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
18～19歳 (2005.7.2～2007.7.1)	2,030	1,624	1,015	609
20～24歳 (2000.7.2～2005.7.1)	2,590	2,072	1,295	777
25～29歳 (1995.7.2～2000.7.1)	2,980	2,384	1,490	894
30～34歳 (1990.7.2～1995.7.1)	3,130	2,504	1,565	939
35～39歳 (1985.7.2～1990.7.1)	3,120	2,496	1,560	936
40～44歳 (1980.7.2～1985.7.1)	3,430	2,744	1,715	1,029
45～49歳 (1975.7.2～1980.7.1)	3,930	3,144	1,965	1,179
50～54歳 (1970.7.2～1975.7.1)	4,990	3,992	2,495	1,497
55～59歳 (1965.7.2～1970.7.1)	6,390	5,112	3,195	1,917
60～64歳 (1960.7.2～1965.7.1)	8,650	6,920	4,325	2,595
65～69歳 (1955.7.2～1960.7.1)	12,390	9,912	6,195	3,717

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2002.7.2以降に生まれた方)	1,095	657

- ・ 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・ 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。



意向確認
ご加入前のご確認

医療保障保険オプション制度は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)~2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本人・配偶者			
	10,000円 1・1Wコース	8,000円 8・8Wコース	5,000円 5・5Wコース	3,000円 3・3Wコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院したとき [三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [疾病・傷害手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

女性のみ	保障内容	1Wコース	8Wコース	5Wコース	3Wコース
		女性疾病の治療を目的として1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数
女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	
女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 20・40万円	手術の種類に応じて 16・32万円	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 6・12万円	

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.92**

掛金

●月額掛金 (単位：円)

<入院保険金日額・手術基準日額：10,000円・8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>

●掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性			
	本人・配偶者				本人・配偶者			
	10,000円 1コース	8,000円 8コース	5,000円 5コース	3,000円 3コース	10,000円 1Wコース	8,000円 8Wコース	5,000円 5Wコース	3,000円 3Wコース
18~20歳 (2004.7.2~2007.7.1)	950	760	490	310	1,520	1,220	780	490
21~25歳 (1999.7.2~2004.7.1)	990	790	510	320	1,630	1,300	840	520
26~30歳 (1994.7.2~1999.7.1)	1,120	880	560	350	2,060	1,630	1,030	630
31~35歳 (1989.7.2~1994.7.1)	1,170	930	580	370	1,980	1,570	990	620
36~40歳 (1984.7.2~1989.7.1)	1,180	950	610	370	2,040	1,640	1,050	630
41~45歳 (1979.7.2~1984.7.1)	1,260	1,020	640	400	2,330	1,880	1,180	720
46~50歳 (1974.7.2~1979.7.1)	1,480	1,200	740	470	2,810	2,260	1,410	870
51~55歳 (1969.7.2~1974.7.1)	2,400	1,940	1,250	770	3,930	3,160	2,020	1,230
56~60歳 (1964.7.2~1969.7.1)	3,530	2,850	1,830	1,150	5,260	4,230	2,700	1,670
61~65歳 (1959.7.2~1964.7.1)	5,230	4,260	2,770	1,780	7,020	5,690	3,670	2,320
66~69歳 (1955.7.2~1959.7.1)	7,390	6,040	4,000	2,650	9,200	7,490	4,910	3,200

●記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

●掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

医療保障保険オプション制度



ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

意向確認
ご加入前
のご確認

リビングリスク補償は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)~2025年12月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目	本人		配偶者		子ども	
	1コース	4コース	2コース	5コース	3コース	6コース
傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 4,200円	日額 8,500円	日額 4,000円	日額 8,000円	日額 4,000円	日額 8,000円
傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	2.1または 4.2万円	4.25または 8.5万円	2または 4万円	4または 8万円	2または 4万円	4または 8万円
傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 4,100円	日額 2,000円	日額 4,100円	日額 2,000円	日額 4,100円
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまっ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]	10,000万円 (注)	10,000万円 (注)	—	—	—	—
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合〈免責3,000円以上〉 [レンタル用品賠償責任保険金]	30万円 (注)	30万円 (注)	—	—	—	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合〈免責1,000円以上〉 [キャンセル費用保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]	150万円	150万円	150万円	150万円	150万円	150万円
月 額 掛 金	970	1,810	880	1,700	880	1,700

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

- ・ 配偶者
- ・ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ・ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。
 また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.85**



休職への備え

意向確認
ご加入前
ご確認

短期休職サポートは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年1月1日(水)~2025年12月31日(水)

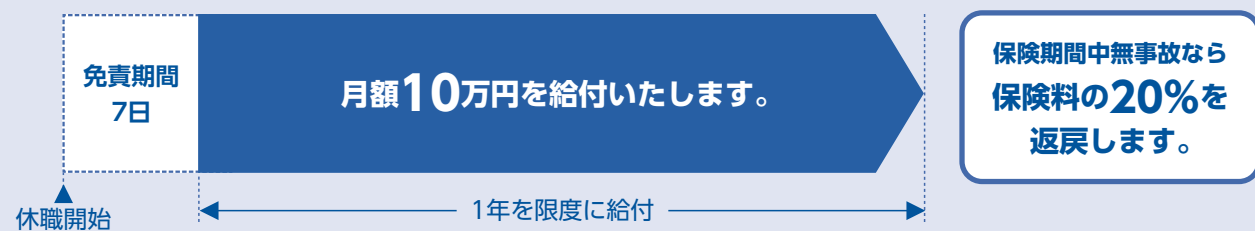
加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業不能となった場合、就業不能が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

給付のしくみ

…もしも病気やケガで休職となった場合



●保険金の主なお支払い事例

ご注意 1か月未満の日数については、1か月を30日とした日割計算をします。

保険金給付例(イメージ)

・加入内容(本人:下記の契約に加入)

コース名	免責期間	補償対象期間	保険金月額
10コース	7日	1年	10万円

・事象

令和7年3月1日、テニスの練習中、右アキレス腱を切ってしまう。即日、アキレス腱縫合手術・リハビリのため入院し、2か月と20日休職した。令和7年5月21日職場復帰。

・保険金お支払いのイメージ

保険金お支払い事由
保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した就業不能が、免責期間を超えて継続したとき保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません

お支払いする保険金=保険金月額^{※1} × お支払い対象月数^{※2}
^{※1} 保険金月額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額となります。
^{※2} 免責期間を除き、補償対象期間を限度とする月数(1か月未満は日割)



【支払保険金】

免責期間終了後の就業不能期間…2か月と13日^{※3}(免責期間7日を除きます。)

支払保険金…保険金月額 100,000円 × (2か月 + 13日/30日) = 243,333円

^{※3} 1か月未満の日数については、1か月を30日とした日割計算をします。

●月額掛金 (単位:円)

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	保険金月額 10万円 10コース
18~19歳 (2005.1.2~2007.1.1)	7日	1年	540
20~24歳 (2000.1.2~2005.1.1)			790
25~29歳 (1995.1.2~2000.1.1)			890
30~34歳 (1990.1.2~1995.1.1)			1,120
35~39歳 (1985.1.2~1990.1.1)			1,380
40~44歳 (1980.1.2~1985.1.1)			1,700
45~49歳 (1975.1.2~1980.1.1)			2,030
50~54歳 (1970.1.2~1975.1.1)			2,360
55~59歳 (1965.1.2~1970.1.1)			2,580
60~64歳 (1960.7.2~1965.1.1)			2,650

- ・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.94**



意向確認
ご加入前
ご確認

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2025年2月1日(土)~2026年1月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者		
		300万円	200万円	100万円
主契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] (※1)	300万円	200万円	100万円
	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] (※1)			
7大疾病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金] (※2)	150万円	100万円	50万円
がん・上皮内新生物保障特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] (※2)	30万円	20万円	10万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額300万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 300万円	7大疾病保険金 150万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物 保険金 30万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			▶ 300万円
	悪性新生物(がん) ^(注)	●	●	●	▶ 480万円
	急性心筋梗塞	●	●		▶ 450万円
	脳卒中	●	●		▶ 450万円
	重度の糖尿病		●		▶ 150万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
	上皮内新生物			●	▶ 30万円

(注) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

● 保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者

● 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

! 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。
ご注意

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・上皮内新生物^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金 ^{※13}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.83**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.98**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.94**

掛金

●月額掛金 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円・200万円・100万円>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (2004.8.2～ 2007.8.1)	544	195	39	396	130	26	248	65	13
21～25歳 (1999.8.2～ 2004.8.1)	697	210	39	498	140	26	299	70	13
26～30歳 (1994.8.2～ 1999.8.1)	712	240	42	508	160	28	304	80	14
31～35歳 (1989.8.2～ 1994.8.1)	859	315	48	606	210	32	353	105	16
36～40歳 (1984.8.2～ 1989.8.1)	1,132	405	60	788	270	40	444	135	20
41～45歳 (1979.8.2～ 1984.8.1)	1,534	585	90	1,056	390	60	578	195	30
46～50歳 (1974.8.2～ 1979.8.1)	2,503	1,020	141	1,702	680	94	901	340	47
51～55歳 (1969.8.2～ 1974.8.1)	4,096	1,620	216	2,764	1,080	144	1,432	540	72
56～60歳 (1964.8.2～ 1969.8.1)	6,364	2,760	372	4,276	1,840	248	2,188	920	124
61～65歳 (1959.8.2～ 1964.8.1)	9,871	4,395	681	6,614	2,930	454	3,357	1,465	227
66～70歳 (1954.8.2～ 1959.8.1)	14,572	6,345	1,044	9,748	4,230	696	4,924	2,115	348
71歳 (1953.8.2～ 1954.8.1)	18,316	7,815	1,245	12,244	5,210	830	6,172	2,605	415

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
72歳 (1952.8.2～ 1953.8.1)	19,783	8,340	1,317	13,222	5,560	878	6,661	2,780	439
73歳 (1951.8.2～ 1952.8.1)	21,373	8,850	1,383	14,282	5,900	922	7,191	2,950	461
74歳 (1950.8.2～ 1951.8.1)	23,131	9,390	1,452	15,454	6,260	968	7,777	3,130	484
75歳 (1949.8.2～ 1950.8.1)	25,099	9,765	1,521	16,766	6,510	1,014	8,433	3,255	507
76歳 (1948.8.2～ 1949.8.1)	27,298	10,140	1,584	18,232	6,760	1,056	9,166	3,380	528
77歳 (1947.8.2～ 1948.8.1)	29,761	10,500	1,635	19,874	7,000	1,090	9,987	3,500	545
78歳 (1946.8.2～ 1947.8.1)	32,488	10,845	1,680	21,692	7,230	1,120	10,896	3,615	560
79歳 (1945.8.2～ 1946.8.1)	35,503	11,250	1,731	23,702	7,500	1,154	11,901	3,750	577

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
18～20歳 (2004.8.2～ 2007.8.1)	469	195	45	346	130	30	223	65	15
21～25歳 (1999.8.2～ 2004.8.1)	544	225	75	396	150	50	248	75	25
26～30歳 (1994.8.2～ 1999.8.1)	667	300	96	478	200	64	289	100	32
31～35歳 (1989.8.2～ 1994.8.1)	913	435	135	642	290	90	371	145	45
36～40歳 (1984.8.2～ 1989.8.1)	1,300	660	183	900	440	122	500	220	61
41～45歳 (1979.8.2～ 1984.8.1)	1,858	1,095	240	1,272	730	160	686	365	80
46～50歳 (1974.8.2～ 1979.8.1)	2,320	1,425	300	1,580	950	200	840	475	100
51～55歳 (1969.8.2～ 1974.8.1)	3,007	1,815	309	2,038	1,210	206	1,069	605	103
56～60歳 (1964.8.2～ 1969.8.1)	3,685	2,415	357	2,490	1,610	238	1,295	805	119
61～65歳 (1959.8.2～ 1964.8.1)	5,194	2,865	483	3,496	1,910	322	1,798	955	161
66～70歳 (1954.8.2～ 1959.8.1)	6,832	3,825	543	4,588	2,550	362	2,344	1,275	181
71歳 (1953.8.2～ 1954.8.1)	8,458	4,350	594	5,672	2,900	396	2,886	1,450	198

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者								
	300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
72歳 (1952.8.2～ 1953.8.1)	9,280	4,515	615	6,220	3,010	410	3,160	1,505	205
73歳 (1951.8.2～ 1952.8.1)	10,186	4,695	636	6,824	3,130	424	3,462	1,565	212
74歳 (1950.8.2～ 1951.8.1)	11,131	4,860	657	7,454	3,240	438	3,777	1,620	219
75歳 (1949.8.2～ 1950.8.1)	12,118	5,130	681	8,112	3,420	454	4,106	1,710	227
76歳 (1948.8.2～ 1949.8.1)	13,135	5,430	699	8,790	3,620	466	4,445	1,810	233
77歳 (1947.8.2～ 1948.8.1)	14,221	5,745	723	9,514	3,830	482	4,807	1,915	241
78歳 (1946.8.2～ 1947.8.1)	15,433	6,120	744	10,322	4,080	496	5,211	2,040	248
79歳 (1945.8.2～ 1946.8.1)	16,804	6,495	768	11,236	4,330	512	5,668	2,165	256

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- 記載の掛金には保険料に加えて主契約に下記の制度運営費が含まれています。
主契約 本人：100円 配偶者：100円

保険金の年金受取について

保険金の年金受取が可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

本人・配偶者	保険金額 (全額一時金の場合)	受取 プラン	受取例				
			初期費用	1年目	2年目	3年目	
本人・ 配偶者	300万円	3年受取 プラン	一時金 100万円	+ 年金月額 約5.5万円 × 12カ月	年金月額 約5.5万円 × 12カ月	年金月額 約5.5万円 × 12カ月	〈 年金原資 200万円 〉
	200万円	3年受取 プラン	一時金 100万円	+ 年金月額 約2.7万円 × 12カ月	年金月額 約2.7万円 × 12カ月	年金月額 約2.7万円 × 12カ月	〈 年金原資 100万円 〉
	100万円	一時金 プラン	一時金 100万円				

※年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。

※年金受取金額は、1カ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

※年金の取り扱いについては、下記をご覧ください。

<年金の取り扱いについて>

- 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
 - 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 - 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
 - 年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- ・この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	83
保険金・給付金をお支払いできない場合について	84
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	84
死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス	84
リビングリスク補償	85
医療保障保険	88
メディカルケアプラス	88
医療保障保険オプション制度	92
三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)	94
短期休職サポート	94
その他	95

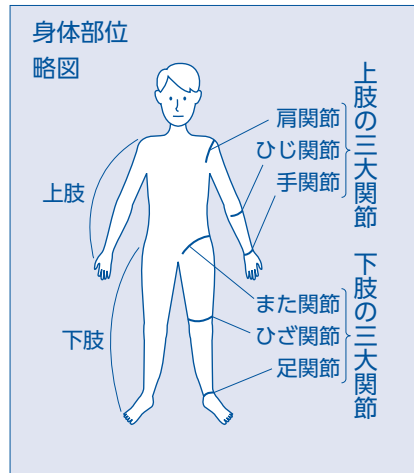
高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)
 - (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・リビングリスク補償・医療保障保険・メディカルケアプラス・医療保障保険オプション制度・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)・短期休職サポート

- 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注短期休職サポートを除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金 (死亡・高度障害保障保険プラスのみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金 (死亡・高度障害保障保険プラスのみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に運動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
 - ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両上肢のすべての指を欠くもの

8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
7. そしゃくの機能を欠くもの
8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
9. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
10. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 1上肢のすべての指を欠くもの
13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
14. 両下肢のすべての指を欠くもの
15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
16. 1下肢を足関節以上で欠くもの
17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

リビングリスク補償

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 * 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額

通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 * 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) * 国内示談交渉サービス付(○)
レンタル用品賠償責任保険金 (○)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6カ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内にかかる予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)
救護者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救護活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救護者費用等保険金額が限度) (★)

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
 - ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
 - ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りま。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
 - ※1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りま。)
 - 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りま。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 救護者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- (○)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
	<ul style="list-style-type: none"> ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき <ul style="list-style-type: none"> ●告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注) ●保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと ●保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと ●保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと <p style="text-align: right;">など</p>
入院保険金 手術保険金 通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(医学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●工作上的事故 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
レンタル用品賠償責任 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
キャンセル費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に係るサービス ●妊娠・出産・早産・流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>
救護者費用等保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 <p style="text-align: right;">など</p>

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

医療保障保険

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震・噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

メディカルケアプラス

■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りま。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金がお支払されることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 - 腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

医療保障保険オプション制度

◎この医療保障保険には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 *1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	介護保険金額 *1回を限度とします。
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	

●入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。

●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

- ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ぼってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	

急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

●介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。

●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

短期休職サポート

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業不能が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

就業不能が続いた場合、免責期間終了後(8日目)から1年を限度として、保険金が支払われます。また、一度就業不能が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業不能となったとき、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなします。

【就業不能の定義について】

就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、次のいずれかに該当する事由により業務に全く従事できない状態をいいます。

- (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
- (ロ)イ以外で、その身体障害につき医師の治療を受けていること

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業不能である期間1カ月について、保険金月額をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業不能開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額のお支払いとなります。

また、補償対象期間中の就業不能である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業不能の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後

に就業不能になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業不能になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【無事故戻しについて】

保険期間中に保険金を支払うべき就業不能が発生しなかった場合は、無事故戻し返れい金としてお支払いいただいた保険料の20%を保険契約者にお返しします。

ただし、無事故戻し返れい金をお返しした後に、その保険期間中に開始した就業不能に対し、保険金をお支払いする場合は、お支払いする保険金と無事故戻し返れい金を精算させていただきます。

【保険金のお支払いに関する注意について】

●保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。

●保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません(注)。

ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。

●保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき

- ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

●次のいずれかに該当する就業不能については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業不能 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業不能 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ●脱退後に開始した就業不能

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

その他

補償の重複について

リビングリスク補償・短期休職サポート

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約	各種賠償責任補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

メディカルケアプラス

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

リビングリスク補償・医療保障保険オプション制度・短期休職サポート

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・医療保障保険・メディカルケアプラス・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

リビングリスク補償・医療保障保険オプション制度・短期休職サポート

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【リビングリスク補償】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生日」

【短期休職サポート】の場合は「就業不能が開始したときは、就業不能の開始の日」

となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

医療保障保険オプション制度・短期休職サポート

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。ご確認ください。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

約款規定について

三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

リビングリスク補償・医療保障保険オプション制度・短期休職サポート

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

リビングリスク補償・医療保障保険オプション制度・短期休職サポート

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業不能、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・医療保障保険・メディカルケアプラス・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)

【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

リビングリスク補償・医療保障保険オプション制度・短期休職サポート

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

【リビングリスク補償】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

【医療保障保険オプション制度・短期休職サポート】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険・メディカルケアプラス

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。))とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。))のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】** (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
 (3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
 (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。)(7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

リビングリスク補償・医療保障保険オプション制度

(有) 互助企画サービス	電話番号：088-621-3563
明治安田生命保険相互会社	電話番号：087-821-6811

短期休職サポート

(有) 互助企画サービス	電話番号：088-621-3563
--------------	-------------------

ご注意ください

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

積立年金保険（拠出型企業年金保険）

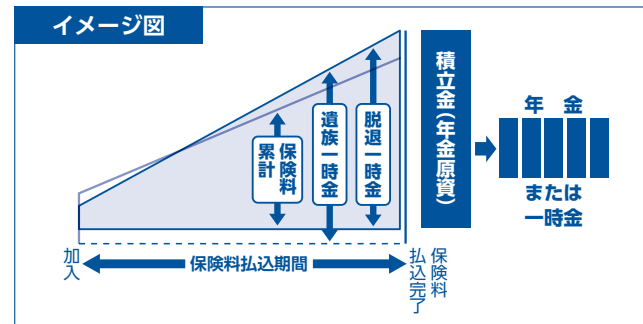
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3 積立金（受取予想額）

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金（もしくは一時金）

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金（もしくは年金）

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する
苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
四国公法人営業推進部
087-821-6811

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



意向確認
ご加入前
ご確認

積立年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

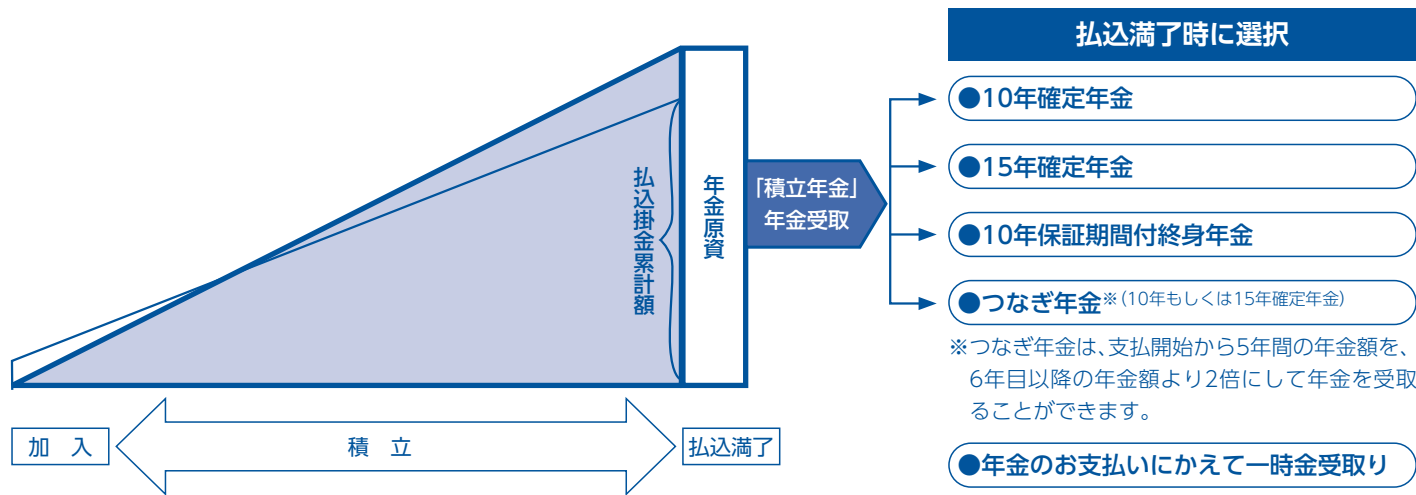
加入対象者 **本人**

一般コース 一般の生命保険料控除の対象になります。

※新規加入時の年齢が満58歳未満(65歳定年の場合は63歳未満)の方に限ります。

個年コース 個人年金保険料控除の対象になります。(他に控除を受けていないとき)

※新規加入時の年齢が満50歳未満(65歳定年の場合は55歳未満)の方に限ります。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。



～年金受取りについて～

- 年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。
 - 確定年金…基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金を合せてお支払いします。年金受取り期間中に一時金でのお受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取り期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。
 - 保証期間付終身年金…保証期間中はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金を合せてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。
- *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。
- *保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。但し、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

給付額試算表

月払【5口：10,000円の場合】

加入年数	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)
年	円	円
1	120,000	117,050
2	240,000	235,300
3	360,000	354,800
4	480,000	475,500
5	600,000	597,500
6	720,000	720,750
7	840,000	845,300
8	960,000	971,150
9	1,080,000	1,098,400
10	1,200,000	1,226,950
15	1,800,000	1,890,600
20	2,400,000	2,590,750
25	3,000,000	3,329,600
30	3,600,000	4,109,450

賞与时払【5口：50,000円の場合】

加入年数	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)
年	円	円
1	100,000	97,500
2	200,000	196,050
3	300,000	295,600
4	400,000	396,200
5	500,000	497,850
6	600,000	600,550
7	700,000	704,350
8	800,000	809,200
9	900,000	915,200
10	1,000,000	1,022,300
15	1,500,000	1,575,300
20	2,000,000	2,158,650
25	2,500,000	2,774,250
30	3,000,000	3,424,050

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料は5,566万円を常に維持していること。(2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、予定利率(2024年5月16日現在 年1.25%)に基づき計算しています。なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立額(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

加入後経過期間が短い場合、積立金額(脱退一時金額)は払込掛金累計額を下回りますのでご注意ください。

取扱内容

	一般コース	個年コース																																							
責任開始日	2024年7月23日(火)～2024年9月12日(木)までの間でのPR期間中に申込みを受け付け、2025年2月1日から加入となります。																																								
加入資格	(1) 申込日現在、健康で正常に就業している 2025年2月1日現在、満15歳以上58歳未満の方。(65歳定年の場合は63歳未満) (2) ご加入後、積立可能期間が2年以上ある方。 (1967年2月2日生まれ(65歳定年の場合は1962年2月2日生まれ)以降の方)	(1) 申込日現在、健康で正常に就業している 2025年2月1日現在、満15歳以上50歳未満の方。(65歳定年の場合は55歳未満) (2) ご加入後、積立可能期間が10年以上ある方。 (1975年2月2日生まれ(65歳定年の場合は1970年2月2日生まれ)以降の方)																																							
給付	●掛金払込完了年齢(60歳(もしくは65歳))に達した時、または満50歳以上で死亡以外の事由により脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金の種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。但し、初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。(つなぎ年金の場合は初年度年金月額が2万円以上ないと年金選択ができません) ●年金は、年4回(2・5・8・11月)3ヵ月分まとめてお支払いします。	●掛金払込完了年齢(60歳(もしくは65歳))に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。このことを「年金受給権の取得」といいます。 ※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金で、掛金の払込期間が10年以上かつ満50歳以上で脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。但し、60歳未満で脱退されたときは保証期間付終身年金のみ選択となります。 ●年金は年4回(2・5・8・11月)3ヵ月分まとめてお支払いします。																																							
新規加入及び口数変更の取扱い	年1回の定められた申込期間中に限り、所定の申込書により申込んでいただけます。 新規加入・加入口数の変更は、毎年2月1日付として取扱います。期間中の中途での口数変更はできません。																																								
中止の取扱いについて	<p>●加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について掛金の払込を中止すること(一部中止)ができます。(一部中止については右記別表を事由とします。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>減口</th> <th>中止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①災害</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③住宅の取得</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④教育(親族の教育を含む)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤結婚(親族の結婚を含む)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥債務の弁済</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*一部中止……加入口数を減らすことです。 *払い出し……積立金の一部を払い出すものです。(随時(減口)) *全部払い出し……積立金の全部を払い出すものです。(随時) *全部中止……掛金の払込を中止し積立金は据え置きます。(随時)月払を全部中止する場合は、賞与時払も全部中止されます。ただし全部中止できるのは3年が限度です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入コース</th> <th>一部中止</th> <th>払い出し(減口)</th> <th>全部払い出し</th> <th>全部中止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般コース</td> <td>可</td> <td>可</td> <td>可</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>個年コース</td> <td>可</td> <td>不可</td> <td>脱退</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>		事由	減口	中止	①災害	○	○	②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○	③住宅の取得	○	○	④教育(親族の教育を含む)	○	○	⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○	⑥債務の弁済	○	○	⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合	×	○	加入コース	一部中止	払い出し(減口)	全部払い出し	全部中止	一般コース	可	可	可	可	個年コース	可	不可	脱退	不可
事由	減口	中止																																							
①災害	○	○																																							
②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○	○																																							
③住宅の取得	○	○																																							
④教育(親族の教育を含む)	○	○																																							
⑤結婚(親族の結婚を含む)	○	○																																							
⑥債務の弁済	○	○																																							
⑦その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合	×	○																																							
加入コース	一部中止	払い出し(減口)	全部払い出し	全部中止																																					
一般コース	可	可	可	可																																					
個年コース	可	不可	脱退	不可																																					
掛金	<p>●掛金は加入者負担です。 ●払込方法 ①月払 1口あたり2,000円として、1口～50口の範囲で任意に選択できます。掛金は毎月の給与から控除されます。(第1回目は1月の給与より控除します。)1口あたり20円の運営事務費が含まれています。 ②賞与時払 1口あたり10,000円として、1口～50口の範囲で任意に選択できます。(月払加入が条件です。)(第1回目は6月のボーナスより控除します。)1口あたり100円の運営事務費が含まれています。 ③退職時一時払 1口あたり10,000円として、1口～1,000口の範囲で(退職時の積立金額を上限として)任意に選択できます。(月払加入が条件です。) ④一時払 1口あたり10,000円として、1口～1,000口の範囲で任意に選択できます。(月払加入が条件です。)(1口あたり100円の制度運営費が含まれています。)</p>																																								
在職中の給付	<p>在職中に脱退または死亡したとき、次の給付があります。(給付額は104ページの給付額試算表を参照して下さい。) ○脱退したとき：脱退一時金(加入者本人に支払われます) ○死亡したとき：遺族一時金(加入者の遺族…配偶者・子ども・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順…に支払われます) 遺族一時金＝脱退一時金＋月払保険料の1ヵ月分相当額 *遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。</p>																																								

税	保険料	払込掛金から運営事務費を引いた金額が保険料であり、一般の生命保険料控除の対象となります。	払込掛金から運営事務費を引いた金額が保険料であり、個人年金保険料控除の対象となります。
法上の取扱い	脱一時金	一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額＝(脱退一時金額－払込保険料合計額－50万円)×1/2(他に一時所得がない場合) *所得税に加え復興特別所得税が課税されます。	
	遺一時金	相続税の課税対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合、「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。	
取扱い	年金	加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。 課税対象額＝(基本年金年額＋増加年金年額) －基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$ *雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。	
	残高通知	積立金残高は、毎年1回決算終了後、明細書により3月中に加入者に通知します。	
一時払	掛金を一括で払込み、月払・賞与時払の積立金に積み増す一時払は、冬期賞与時にご案内の予定です。(月払が加入条件になります。)		
配当金	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増しのための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金と共に支払います。		

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。
パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

※この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

【引受会社】明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部 四国公法人営業推進部

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル2F TEL 087-821-6811

よくあるQ&A

Q1 健康告知が必要となるのは、どんな場合ですか？

A1 新規加入及び保険金額・給付金額を増額する場合に告知が必要となります。(リビングリスク補償は健康告知は不要です)

Q2 変更した加入内容はいつから更新されますか？

A2 2025年1月1日より更新されます。
ただし、三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)及び積立年金保険は、2025年2月1日より更新されます。

Q3 掛金はいつから控除されますか？

A3 月額掛金は2025年1月分給与から毎月控除され、半年払掛金は6月及び12月分ボーナスより控除されます。(初回は2024年12月分ボーナスから)

Q4 加入内容の変更はいつでもできますか？

A4 新規加入及び保険金額・給付金額の変更は7月下旬から9月上旬までのPR期間に限りお手続きが可能です。

Q5 配当金はいつ頃還付されますか？

A5 1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合、前年分の配当金として毎年2月下旬から3月上旬に共済組合登録口座へお返しします。(死亡・高度障害保障保険、死亡・高度障害保障保険プラス、医療保障保険のみ)

Q6 保険金請求はどのようにすればいいですか？

A6 一般財団法人徳島県市町村職員互助会までご連絡いただき、資料をご請求ください。

Q7 現在加入している内容を退職後も継続して加入できますか？

A7 一部の保険を除き、退職後も継続加入することができます。
詳細は、P108にてご確認ください。

Q8 説明を聞きたいが、どこに連絡すればいいですか？

A8 表紙のフリーダイヤルまでご連絡ください。

～近々退職予定の方へのご案内～

団体扱いで現職時同様、スケールメリットの効いたお手頃な掛金で、ご退職後も継続加入ができます(本人・配偶者が対象)。
退職日直前まで死亡・高度障害保障保険、死亡・高度障害保障保険プラス、メディカルケアプラス、医療保障保険、医療保障保険オプション制度、リビングリスク補償、三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)にご加入いただいている方は、ご退職後も引き続き継続加入いただけます。ただし、死亡・高度障害保障保険、メディカルケアプラス、医療保障保険、リビングリスク補償、三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)は、死亡・高度障害保障保険プラスとセット加入が条件となり、医療保障保険オプション制度は医療保障保険とセット加入が条件となります。

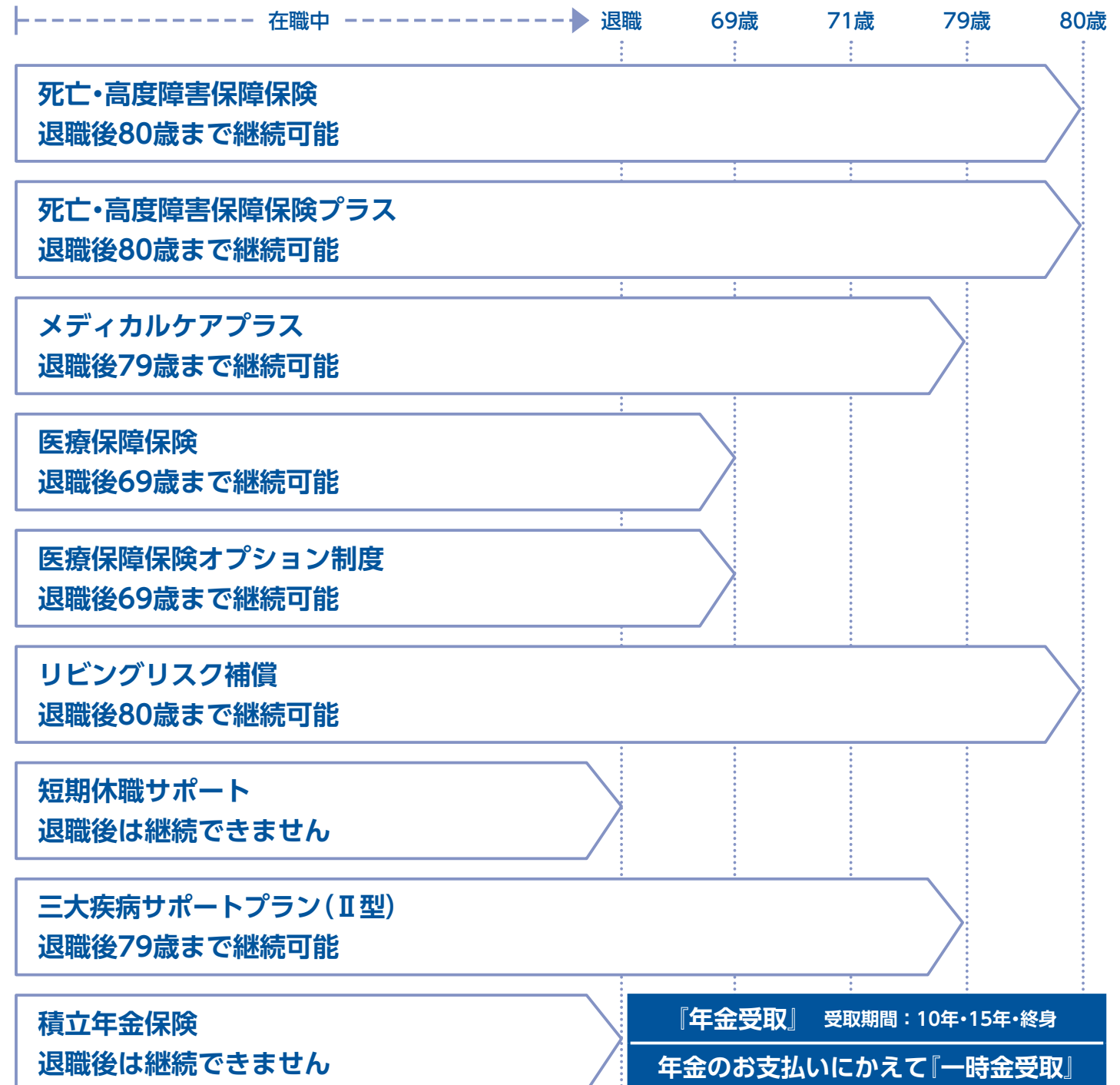
来年3月末にご退職予定の方で、退職後も共済ファミリー保険の継続加入を検討されている方につきましては、現在のご自身の加入内容が次の①②に該当していることをご確認ください。

①退職後継続の条件である死亡・高度障害保障保険プラスに加入している

②退職後に継続加入を希望する商品に加入している

該当していない場合は、申込書兼告知書に記入押印のうえ、必ず2024年9月12日までに提出をお願いします。

退職後のお取り扱い



※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

【死亡・高度障害保障保険・死亡・高度障害保障保険プラス・リビングリスク補償・医療保障保険・メディカルケアプラス・医療保障保険オプション制度・三大疾病サポートプラン(Ⅱ型)・短期休職サポート】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【積立年金保険】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

●制度内容に関するお問い合わせ

一般財団法人徳島県市町村職員互助会

088-621-3560

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目5番地(自治会館内)

●その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部四国公法人営業推進部

087-821-6811

〒760-0017 香川県高松市番町1-7-5明治安田生命高松ビル2階